

会社設立後に必要な届出について

無事、会社を設立し、ホッとされたのも束の間…会社設立後にも届出が必要な書類が多くあります。下記は、社長お一人の会社でも届出が必要な書類です。

事業立ち上げの大切な時期ですので、手続きにまで手が回らない場合は、税理士や社会保険労務士へのご相談をお勧めします。

弊所ではクラウドサービスを活用したバックオフィスの効率化支援を行っております。クラウドサービスで会社設立からこれらの書類の作成までできるものもありますので、こちらについてもお問合せください。

届出先	届出書類	届出期限	備 考
税務署	法人設立届出書	設立の日以後2か月以内	【添付書類】 定款等の写し
	青色申告の承認申請書	設立の日以後3か月以内	白色申告に比べて、青色申告の場合には、各種の特典が受けられます。
	給与支払事務所等の開設届出書	開設の日以後1か月以内	役員報酬からは所得税を控除し、会社が代わりに納付することとなりますので左記届出書を提出します。
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	原則として、提出した日の翌月に支払う給与等から適用	上記の源泉所得税は、支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。左記申請書の提出により、1～6月支給分→7月10日まで、7～12月支給分→翌年1月20日までの年2回にまとめた納付が認められます。
都道府県税事務所	法人設立届出書	設立の日以後1か月以内	【添付書類】 定款等の写し、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
市町村役場	法人設立届出書	設立の日以後1か月以内	【添付書類】 定款等の写し、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
※以上の届出は、会社様で行うか、顧問税理士がいらっしゃる場合は税理士の先生にご相談ください。			
※以下の届出は、弊所にて提出代行が可能です。社会保険料の負担等がご不明な場合もご相談ください。			
年金事務所（持参の場合） （郵送の場合は、日本年金機構事務センターへ）	健康保険・厚生年金保険 新規適用届	原則、強制適用になってから5日以内	【添付書類】 登記簿謄本（原本。確認後、返却されます）
	健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届	採用した日から起算して5日以内	
	健康保険 被扶養者（異動）届（被扶養者がいる場合）	異動があった日から起算して5日以内	マイナンバーや添付書類が必要となります。日本年金機構のサイトをご確認ください。 https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/jigyosho-hiho/hihokensha1/20141204-02.html